

四條畷市福祉計画検討委員会 議事録（障がい福祉課）

日時：令和5年8月10日（木）午前11時00分～12時00分

於：四條畷市役所 東別館2階201会議室

＜出席委員＞小寺委員長、守屋副委員長、志村委員、廣瀬委員、前原委員、三ツ川委員、湯元委員、北井委員、北口委員、福井委員、松本委員、中原委員、橋垣委員、平山委員、田中委員、濱野委員

＜欠席委員＞松原委員、福田委員、太地委員、村上委員、森田委員

- 1 開会
- 2 健康福祉部長挨拶
- 3 なわて障がい者プラン・障がい福祉計画の進捗状況について
- 4 第7期四條畷市障がい福祉計画及び第3期四條畷市障がい児福祉計画について

【事務局】

障がい者基本計画（第3期なわて障がい者プラン）及び障がい福祉計画（第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画）の進捗状況に関する資料をもとに説明を行う。

「第3期なわて障がい者プラン」および「第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画」の進捗状況について

施策目標1

＊第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画 P62～P63

- 1 差別の解消及び権利擁護等の推進
 - （1）障がい者に関する知識の普及・啓発
 - （2）障がいを理由とする差別の解消の推進
 - （3）権利擁護等の推進

■実績（R5.6.30現在）

①障がい者虐待防止センターでの24時間365日相談受付 4件受付

- ②障がい者差別に関する相談対応 0件
- ③特定相談連絡会にて計画相談の依頼 3件依頼
- ④広報にて定期的な手話コラムの掲載、子ども手話動画の配信
- ⑤出前講座「ろう者と手話の基礎知識、心をつなぐ手話言語条例について」の実施
R5.6.15 ケアマネージャー連絡会にて開催

■課題

- ①障がい者の権利擁護の推進のための啓発
- ②障がい者虐待防止センターと障がい者差別解消支援地域協議会の機能強化
- ③計画相談の推進

■今後の方向性

- ①障がい者への理解啓発
- ②計画相談支援受皿増加への働きかけ
- ③虐待防止ネットワーク会議の開催
- ④障がい者差別解消支援地域協議会の開催
- ⑤成年後見制度の利用促進のための研修の開催
- ⑥障がい者理解促進の研修開催
- ⑦障がい者虐待研修の開催
- ⑧ふれあいキャンペーンの実施

施策目標2 一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備

* 第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画 P64～P65

- (1) 保育・幼児教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 教育相談体制の充実
- (4) 児童・生徒の日中活動支援・居場所づくり
- (5) 教職員の資質の向上
- (6) 障がい児政策等の充実

■実績

- ①児童発達支援センターでの保育所等訪問支援事業、障がい児計画相談、巡回相談、就学後

の相談、研修会の実施

②児童発達支援センターでの理学療法士、作業療法士によるリハビリテーションの実施、
言語聴覚士による相談・助言の実施

③放課後等デイサービス・児童発達支援事業所の増加

R3.3 末：11 か所 R4.3 末：10 か所 R5.6 末：13 か所

④医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場の開催 1 回

■課題

①医療的ケア児支援の体制整備

②児童発達支援センターの機能強化

③児童の短期入所施設の整備

④通学支援制度の対応する事業所の確保

⑤保護者支援の充実

■今後の方向性

①児童発達支援センターが中核的機能を果たすために、相談支援の充実、保育所等訪問支援
の推進、ペアレントトレーニング等による機能強化

②つながりシート、サポートシート等を活用した関係機関と連携、継続支援の強化

③医療的ケア児等コーディネーターの配置

④通学支援ガイドヘルパー養成研修の実施

施策目標3 いきいきと活躍できる環境づくり（社会参加の促進）

* 第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画 P66～P69

(1) 就労に必要な技能の習得・向上支援

(2) 就労支援

(3) 就労の場の拡充

(4) 多様なニーズに対応した日中活動

(5) 生涯を通じた学習・レクリエーション活動の支援

(6) 外出・コミュニケーションの支援

■実績

①障がい者優先調達指針の策定と結果の公表

調達実績 R2：2,321,628 円 R3：3,938,534 円 R4：2,355,535 円

②手話奉仕員養成講座（市民向け）の開催

初級：9名受講 上級：14名受講

■課題

- ①就労移行等への支援（一般就労への移行促進）
- ②工賃向上への取組み強化
- ③登録手話通訳者の減少

■今後の方向性

- ①就労支援事業所の確保、就労後の定着支援
- ②障がい者優先調達指針の推進
- ③過去手話講習会受講生へのアンケート調査
- ④手話言語条例意見聴取会の開催

施策目標4 生活の質（QOL）を高める生活支援の推進

＊第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画P70～P72

- (1) 障がい福祉サービス等の充実
- (2) 相談・情報提供体制の充実
- (3) 人材の育成・研修
- (4) 障がいのある人の自立を支援する計画的なケアマネジメントの推進
- (5) 健康の保持・増進

■実績

- ①主任相談支援専門員の新たな配置 1名
- ②相談支援従事者初任者研修の推薦 1名
- ③計画相談の推進

	障がい者総合支援法分				児童福祉法分			
	障がい福祉サービス受給者数	計画作成済み人数	セルフプラン	計画相談支援支給決定率 %	障がい児通所支援受給者数	計画作成済み人数	セルフプラン	計画相談支給決定率 %
R3.3	576	293	283	50.8	343	139	204	40.5

R4.3	582	296	286	50.8	342	137	205	40.0
R5.3	607	334	273	55.0	369	161	208	43.6

④精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の開催

■課題

- ①地域移行のサポート体制の強化
- ②計画相談の推進
- ③必要とする事業所の確保

■今後の方向性

- ①事業所増加への働きかけ
- ②地域移行推進するための検討
- ③障害サービス関係機関と介護保険サービス関係機関の連携強化 PT の再開
- ④ガイドヘルパー養成研修の実施

施策目標5 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進

＊第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画 P73～74

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 緊急時の安心・安全の確保
- (3) 地域で助け合い・支え合いの推進

■実績

- ①障がい・難病のある人のための防災ブックの配布

■課題

- ①個別支援計画の策定
- ②障がい者理解への働きかけ

■今後の方向性

- ①障がい者への理解啓発

障がい福祉計画（第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画）の策定に関する資料をもとに説明を行う。

なわて障がい福祉計画(第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画)策定について

■障がい者基本計画とは

市町村は、障害者基本法第11条第3項にもとづき、「国障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない」と定められています。

本市では、「なわて障がい者プラン」(障がいのある人のための施策に関する基本的な計画)がこれにあたります。

■障がい福祉計画とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条には、国の基本指針に従って障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他、業務の円滑な実施に関する計画を定めることとなっています。

また、児童福祉法第33条の20では、国の基本指針に従って障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他この支援の円滑な実施に関する計画を定めることとなっています。

「なわて障がい福祉計画(第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画)」がこれにあたり、計画期間が3年となっています。

■計画策定の背景と主旨

本市では、平成30年3月に「第3期なわて障がい者プラン(四條畷市障がい者基本計画)平成30年度～令和11年度」を策定し、「市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが「当たり前」の生活を実現できる共生社会づくり」という基本理念のもと、障がい福祉施策を総合的に推進してきました。

現在、「第3期なわて障がい者プラン」の理念のもと、「①差別の解消及び権利擁護等の推進」「②一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備」「③いきいきと活躍できる社会参加の促進」「④生活の質(QOL)を高める生活支援の推進」「⑤暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進」の5つの施策ごとに取り組んでいるところですが、今回、第6期四條畷市障がい福祉計画及び第2期四條畷市障がい児福祉計画期間が満了となることから「第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画」を策定します。

障がいのある人を取り巻くさまざまな課題に対応し、地域共生社会の実現を図ることとして
います。

また、国や大阪府が定めた基本的な指針に従って、障がい福祉体制の確保等、それぞれの
目標に対する事項、各年度におけるサービス量の見込み、令和 8 年度に向け計画目標を明ら
かにします。

＜策定内容＞

（定める事項）

- ①障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②各年度における障がい福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ⑤各年度における通所支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

（定めるよう努める事項）

- ①障がい福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- ②障がい福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ③通所支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ④通所支援又は障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

■策定理由

第 3 期なわて障がい者プラン（計画期間 平成 30 年度から令和 11 年度）、「一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが『当たり前』を実現できる共生社会づくり」を計画の基本理念に掲げ障がい福祉の施策を総合的に進めています。

現在、「第 3 期なわて障がい者プラン」の理念のもと、「①差別の解消及び権利擁護等の推進」「②一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備」「③いきいきと活躍できる社会参加

の促進」「④生活の質（QOL）を高める生活支援の推進」「⑤暮らしの安心・安全を守るまちづくり」の推進の5つの施策ごとに取り組んでいるところですが今回、第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画の計画期間が満了になることから「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）を策定します。

■策定方法

障がいのある人へのアンケート調査結果に基づき、障がいのある人の抱える課題やニーズを把握するとともに、障がい者団体等に対するヒアリングをおこない、四條畷市福祉計画検討委員会条例第5条に基づく専門部会である「四條畷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門部会」を設置し、計画に対する意見を聴取しながら計画（案）の策定を行います。

■スケジュール（案）

令和5年

4月20日 第1回 計画策定専門部会 「アンケート(案)の検討」

6月1日～6月19日 アンケートの実施

6月～7月 アンケートの集計・分析・ヒアリング～

アンケート集計後 計画策定専門部会へ「アンケート結果の報告」

8月10日 第1回 福祉計画検討委員会

「第6期四條畷市障がい福祉計画の実績報告」 「専門部会設置等の報告」

8月～10月 計画（素案）の作成

10月 計画策定専門部会 「計画（素案）に対する意見交換」修正

11月 障がい者自立支協議会実務者会議「計画（素案）に対する意見聴取」

11月～12月 計画（原案）の作成

12月 計画策定専門部会 「計画(原案)検討」

12月 福祉計画検討委員会 「計画（原案）確認」修正

1月 パブリックコメント実施

3月 障がい者自立支援協議会全体会 「最終確認」

3月 福祉計画検討委員会 「最終確認」

3月 策定

質疑応答

【委員】

策定した障がい福祉計画を実行、実施していくにあたり、地域や行政、社会福祉協議会等、それぞれ点で動いている。本来は点ではなく、点から線、線から面で連携して行動していくことで大きな力となっていく。策定した計画を見てもらうだけではなく、実行していくためには各専門機関に参画してもらい、役割分担が必要と考える。

【委員長】

障がい者、子ども、高齢者等の計画がそれぞれあり、どこが取りまとめていくのか。地域福祉計画や地域活動福祉計画が総合的な計画となるため、取りまとめられるべきである。

【事務局】

委員長が言われたように障がい福祉、子ども、高齢福祉を包括する地域福祉計画を策定している。障がい福祉計画策定にあたり、社会福祉協議会や民生委員等の各専門機関が参画していただいております。施策を進めていく上では、ご協力をいただきながら連携して取り組んでいきたいと考えています。

【委員】

ニュースにあった他市の児童虐待事案の加害者が本市で働いていた経過があると聞いている。市から年に1回でも事業所への調査をしてもらいたい。

【事務局】

大阪府が監査や指導の権限となっているため、市で調査は行っていないが、本市では放課後等デイサービス連絡会があり、必要に応じて市も参加している。また市や府主催の障がい者虐待や差別研修があれば、事業所へ案内している。

【委員】

府任せではなく、市も年に1回でもいいため、事業所に直接行き、確認してほしい。

【事務局】

本人や家族が事業所に対して何か不安や気になる点があれば、内容を伺ったうえで、事業所への確認を行っている。

【委員】

先程の話と重複するが、就労移行支援や就労継続支援 A 型、B 型の事業所へ市として介入して、助言をしてほしい。事業所によっては、お金を得るために手段を選ばなかったり、差別や苛めの発言もあつたりする。一方で、当事者自身も甘えから作業を積極的にしない、事業所の成果に貢献しようと思わない人もある。本人の自立に向けて、計画相談支援事業所等、第三者の関わりが必要だと感じる。

【委員長】

就労継続支援 A 型等、事業所によっては利潤の追求が目的となっているところがある。また虐待や苛めの問題もある。問題をキャッチできるような仕組みづくりに努めてもらいたい。

【事務局】

本市の福祉部門はワンフロアになっており、常に情報共有を行っています。何か事案があった場合は、福祉部門が連携し一体的となって対応していきたい。